

TOPICS

3 組織機構の改革と人材育成

- 支所の適正配置計画の策定と統廃合を含めた見直しの着手
- 効率的で効果的な行政体制の確立
- 職員定員の適正化に向けた計画的な職員数の削減
- 給与適正化と総人件費の抑制



4 市民との協働・連携による地域づくりの推進

- 協働・連携による地域づくりについての市の方針の策定
- 最も適した主体による取組が実践できる仕組みづくり
- 市民が市政参画できる仕組みの拡充
- アウトソーシングの推進によるビジネスチャンスの創出や地域雇用の拡大、地域経済の活性化



対談

～改革しながら、新しいまちづくりを～

<新川委員長>

本当にこれからの長浜市の行財政基盤は大丈夫なのか、その危機意識をたくさんの人に共有して欲しい。市民、事業者の力を引き出し、行政も一緒になって、これからのまちづくりを考えていく、そういう長浜型のまちづくりをやっていたらいいと思います。

<市長>

二度の合併効果をどのように発揮していくかが重要だと考えています。「合併は損得勘定ではなく、10年、30年先を見据えたまちづくりの手段であって目的ではない」と丁寧に説明すればわかってもらえるという手応えが出てきました。行政改革は、行政が一方的に進められるものではない。丁寧に説明し納得してもらうことを積み重ねることが大事だと、肌で感じています。

<新川委員長>

基本構想に基づくまちづくりと並行して、行政改革

も中長期的な目標を立てて、それを実現するように同時にやっていただくと、より大きな効果があがるのではないのでしょうか。

改革をしながら新しい都市を建設していくという視点が大切だと思います。

<市長>

12万都市にふさわしい行政運営を行っていくため、提言をしっかりと読ませていただいて、真摯に受け止めて取り組んでいきたいと思っています。

長浜市地域経営改革会議委員

青木 甚八	前JAレーク伊吹経営管理委員会会長
阿部 圭宏	市民活動ネットワーク滋賀代表
○石井 良一	国立大学法人 滋賀大学客員教授 野村アグリプランニング&アドバイザー株式会社 コンサルティング部長
川村美津子	介護福祉士
熊谷 定義	(有)西浅井総合サービス 代表取締役
◎新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
西島 喜紹	長浜信用金庫理事長
山路 祐子	山路酒造
弓削 一幸	公認会計士 (株式会社Corporate Solution Management 代表)

◎印は委員長、○印は副委員長 (敬称略、50音順)



【お詫びと訂正】

「広報ながはま」12月1日号の5頁で掲載しました、「財政Q & A」で、市民一人当たりの市債の額は、普通会計の金額であり、全会計あわせると、1, 124千円となります。

今回の提言と、長浜市地域経営改革会議の開催概要等を市ホームページに掲載しています。
市ホームページ <http://www.city.nagahama.shiga.jp/>
問 行政経営改革課 (☎65-6702)

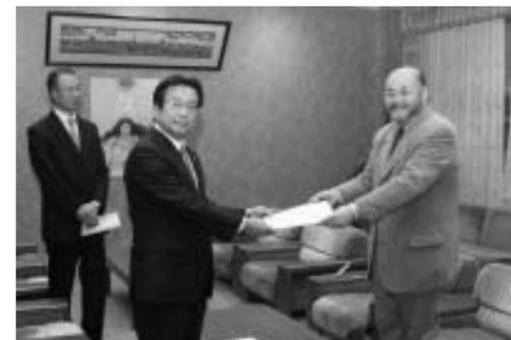
TOPICS

第5回

シリーズ

『子どもたちと 新しい長浜市の未来のために』

— 「新たな行政改革の取組に関する提言」が提出されました —



12月3日(金)、長浜市地域経営改革会議(新川達郎委員長)から市長に、「新たな行政改革の取組に関する提言書」が手渡されました。

この提言は、新たな行政改革大綱の策定にあたり、市長から長浜市地域経営改革会議に意見を求めたことを受け、同会議において5回にわたって審議し、1市6町合併後の行政改革推進のための新たな視点や方向性、重点的に取り組むべき事項について、取りまとめられたものです。

今月号では、提言の主な内容と、市長と新川委員長の対談の概要をご紹介します。

主な提言内容

改革の必要性

- ・地方債残高1400億円の返済や地方交付税約50億円縮減への対応が必要なほか、少子・高齢化に伴う生産年齢人口の減少等による都市活力の低下も懸念され、市は構造的な財政危機に近い状況にある。
- ・合併の目的と効果を最大限に発揮し、より効率的効果的な行政運営を進める必要がある。

改革の方針

- ①未来にツケを残さず、将来的に持続可能な行財政経営の確立
 - ②市民と行政の「協働・連携」による市民満足度の高い地域社会づくり
- を改革の方針とし、「夢と希望の持てる住みよい長浜」を共に創り、次代に引き継ぐために、市民と行政が共に考え、知恵を出し合い、時には汗をかき、我慢もしながら行政改革に取り組まれない。

数値目標の設定

財政健全化を示す指標や職員の削減数、また、市民協働の進行状況を示すものについて、改革全体の総括的な目標として設定すること。

改革プランの策定

行政改革大綱と併せて、行政改革大綱に掲げる目的達成のために取り組むべき具体的事項を定めた「改革プラン」を策定し、まずは平成26年度までに集中的に取り組むこと。

1 行政運営の改革

- 公共施設の今後の活用や整理合理化の具体的方向性を出した計画の作成、段階的見直しの着手
- 旧市町の枠にとらわれない公共施設の配置基準の整理と適正配置の推進
- 行政と民間の役割分担の明確化と、民営化の推進



2 財政運営の改革

- 財政健全化計画策定による財政運営の実施
- 数値目標の設定による、プライマリー・バランスの黒字の堅持と、地方債残高の削減
- 統一基準に基づく、サービスやコストに応じた施設使用料・サービス利用料の設定
- 支出根拠、必要性、公平性、費用対効果の検証による負担金・補助金の見直し

